平成２１年（フ）第３３９３号
福岡県朝倉市甘木千代丸541番地１スマイルパーク１号室
債務者　桑野　真一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６１号
福岡市城南区堤１丁目11番23号
債務者　道向　　学
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８８号
福岡市南区和田４丁目２番13号
債務者　松本　昭親
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９号
福岡市南区和田４丁目２番13号
債務者　松本きぬ子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２号
福岡市東区多の津４―17―17イーストラインコート多の津101　宮崎方
債務者　武田正太郎
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３０号
福岡市東区和白１丁目７番20号
債務者　山岸　　宏
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６３号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石253番地122
債務者　白濱　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７２号
福岡市博多区博多駅前４丁目９番26号
債務者　大塚もみよ
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７５号
福岡市城南区神松寺２丁目11番24―201号
債務者　田上　健晴
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８２号
福岡市博多区東那珂１丁目15番55―202号
債務者　石井　健悟
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９１号
福岡市早良区大字石釜101番地１
債務者　長井　克展
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９２号
福岡市早良区大字石釜101番地１
債務者　長井　奈美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４０２号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番28号
債務者　大礒　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４０３号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番28号
債務者　大礒　道子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４０５号
福岡市東区和白５丁目１番40―408号
債務者　長野千津子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４０９号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台２丁目109番地
債務者　千々和敏彦
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１２号
福岡県大野城市乙金１丁目８番27号　ミタライコーポ105号
債務者　岩崎　美子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１３号
福岡県糸島市二丈深江1934番地32
債務者　小嶋　成人
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部